

移民の生徒とその家族を支援する決議

ビーバートン学校区には世界中から多くの移民の子供たちが居住しており、その子供たちの中には法的な滞在資格を持たない生徒もいます。

本学校区では全ての生徒の成功に尽力し、全ての生徒が高校卒業後の成功を成し遂げられるよう努力しています。

学校区の戦略計画では、学習目標として全ての生徒への公平さに重点を置くと強調しています。

- 私たちは、多様な背景を持った生徒とその家族と共に、正直で安全、包括的な関係を築きます。
- 私たちは、全ての生徒が成功できるよう必要な支援を提供します。

教育委員会は、この機会に以下のボードポリシー（委員会規則）を再確認したいと思います。

1. Policy, AC, 差別撤廃

“宗教、性別、性的指向、性同一性、ジェンダーの表現、国籍または民族、婚姻状況、年齢、精神的また肉体的障害、妊娠、家族の地位、経済的地位、退役軍人の地位など、法律によって保護されているあらゆる根拠に基づき、差別や嫌がらせを禁止しています。また、これらの保護された人々との関わりと持つ人々への差別や嫌がらせも同様に禁止されています。”

2. Policy JFCF, 反いじめポリシー並びにいじめの被害の苦情手続きについて

“教育委員会は、安全で前向きな、かつ生産的な学習環境を提供することを約束します。脅迫、嫌がらせ、いじめ、オンライン上でのいじめは厳重に禁止されており、本学校区では容認されません。”

いじめの定義についての記述もあります:

“生徒個人の保護されているステータス・地位などに関連し、生徒の教育上の利益、機会または成果を実質的に妨害する行為を指す。”

3. Policy ADA, 公平性についての学校区の記述

- “学校区は全ての生徒、家族、スタッフに包括的かつ快適な環境を創造し育み...”
- 多様な背景を反映した生徒、家族、コミュニティの声と視点を組み入れて、生徒の成功に役立つ決定を下す。”

教育委員会は、2010年12月13日制定の DREAM Act（ドリーム法）の支持を再確認したいと考えます。ドリーム法とは、資格のある移民生徒に対して合法的居住および教育修了の道筋を提供するための法律です。

また、教育委員会では学校区職員が学校区のリソースを使用して連邦移民法を執行することを禁じています。ORS 181A.820 (1) の規定は以下の通りです。

“オレゴン州の法執行機関または州の行政的小区域は、合衆国内に在住する外国人市民の連邦移民法違反のみを理由にして、発見または逮捕する目的で別機関の金銭、設備または人員を使用してはならない。”

よって、以下のように決議します。ビーバートン学校区では、

1. 全ての生徒が平等に全ての学校サービスを受けるよう扱います。これには、無料のランチプログラム、交通手段、カウンセリング、教育指導が含まれますが、これらに限定されません。
2. 全ての生徒、家族、スタッフに対して包括的で友好的な環境を創造し、育成します。
3. 多様な背景を反映した生徒、家族、コミュニティの声と視点を組み入れて、生徒の成功に役立つ決定を下します。
4. ORS 181A.820(1)に従い、合衆国内に在住する外国人市民の連邦移民法違反のみを理由にして発見または逮捕する目的がある場合、学校区のリソースを提供することを拒否します。

学校区教育長は、全ての保護者および生徒を含むビーバートン学校区コミュニティが、この決議によって支持され再確認された移民生徒への学校区の政策および慣行に関する情報に容易にアクセスできるようにすることを保証します。

さらに、ビーバートン学校区教育長がこの決議を実行しドリーム法および関連する法律の遂行と通過をサポートするため、必要に応じてその内容を伝達することをビーバートン教育委員会が認めることとする。